



宮 崎 県 公 報

平成19年7月4日(水曜日)号外 第74号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

条 例	頁		頁
○宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………(総務課)	1	部を改正する条例……………(財政課)	5
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………(人事課)	2	○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………(“)	5
○公の施設に関する条例の一部を改正する条例…(行政経営課)	4	○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………(税務課)	6
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(“)	4	○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(“)	7
○「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例……………(“)	4	○宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例……………(青少年男女課)	8
		○国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例……………(用地対策課)	8
		○宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例……………(警察本部)	8

条 例

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第三十五号

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(宮崎県情報公開条例の一部改正)

第一条 宮崎県情報公開条例(平成十一年宮崎県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

(宮崎県個人情報保護条例の一部改正)

第二条 宮崎県個人情報保護条例(平成十四年宮崎県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第三十六号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年宮崎県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一号中「懲戒免職の処分」の下に「(以下「懲戒免職の処分」という。)」を加え、同条第四号中「刑に処せられたもの」の下に「又は懲戒免職の処分を受けたもの」を加える。

第八条の三第一項中「職員で当該支給日の前日までに離職したもの」を「者」に改め、同項各号中「離職した日から当該支給日の前日までの間」を「当該支給日の前日まで」に改める。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和二十八年宮崎県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「退職した日から」を削り、「前日までの間」を「前日まで」に改める。

(常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第三条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年宮崎県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「退職した日から」を削り、「前日までの間」を「前日まで」に改め

る。

(企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第四条 企業局長の給与及び旅費に関する条例(昭和四十一年宮崎県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「退職した日から」を削り、「前日までの間」を「前日まで」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第五条 教育長の給与等に関する条例(平成十二年宮崎県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「退職した日から」を削り、「前日までの間」を「前日まで」に改める。

(病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第六条 病院局長の給与及び旅費に関する条例(平成十八年宮崎県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「退職した日から」を削り、「前日までの間」を「前日まで」に改める。

(病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第七条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十八年宮崎県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号中「懲戒免職の処分」の下に「(以下「懲戒免職の処分」という。)」を加え、同項第四号中「刑に処せられたもの」の下に「又は懲戒免職の処分を受けたもの」を加える。

第二十一条第二項第一号中「地方公務員法第二十九条の規定による」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第三十七号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和三十九年宮崎県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一宮崎県林業技術センターの項の次に次のように加える。

宮崎県川南遊 学の森	県民の森林に関する知識及 び技術の修得並びに森林と のふれあいの場を提供する ための施設	児湯郡川南町大 字川南字村上二 六、六八九番地
---------------	---	-------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第三十八号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮崎県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表二十六の項₁中「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同項₂中「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第三十九号

「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例

「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和二十三年宮崎県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「という」を「という。」に改める。

第二条第一項中「五月一日及び十一月一日」を「六月及び十二月」に改め、同条第二項中「困り前項の期日」を「より前項の月」に改める。

第三条第一項中「五月一日」を「六月」に、「且つ」を「かつ」に、「明か」を「明らか」に改め、同条第二項中「十一月一日」を「十二月」に、「且つ」を「かつ」に、「明か」を「明らか」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第四十号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成十二年宮崎県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二百八十一号中「貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業法」という。）」を「貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）」に改め、同項第四百五十一号中「第三十一条の二第二項第十四号ハ若しくは第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ若しくは第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同項第四百五十二号中「第三十一条の二第二項第十五号ニ若しくは第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ若しくは第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

別表第二の百四十四の六の項中

介護老人福祉施設	同	五万円
介護老人保健施設	同	五万円

を

介護福祉施設サービス	同	五万円
介護保健施設サービス	同	五万円
訪問リハビリテーション	同	四万五千元
通所リハビリテーション	同	四万五千元
介護療養施設サービス	同	五万円

に改める。

附 則

この条例中別表第二の百四十四の六の項の改正規定は公布の日から、第三条第一項第四百五十一号及び第四百五十二号の改正規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から、第三条第一項第二百八十一号の改正規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第四十一号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和二十九年宮崎県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の四第四号中「第七十二条の二第九項第四号、第五号」を「第七十二条の二第十項第五号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮崎県税条例第三十二条の四第四号の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第四十二号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和三十九年宮崎県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第四号並びに第六条第一号中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第四十三号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和五十二年宮崎県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第四十四号

国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例

国土交通省所管公共用財産管理条例（平成十二年宮崎県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十八条第三項」を「第十八条第六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第四十五号

宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県警察本部の内部組織に関する条例（昭和三十六年宮崎県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第五条各号を次のように改める。

- 一 刑事警察に関すること。
- 二 国際捜査共助に関すること。
- 三 犯罪統計に関すること。
- 四 暴力団対策に関すること。
- 五 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- 六 組織犯罪の取締りに関すること（他の部の所管に属するものを除く。）。
- 七 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- 八 犯罪鑑識及び科学捜査の研究に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。